

医療費控除は

左ページの明細書を
作成して提出すればOK!

領収書が提出不要となりました

改正の
ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

平成28年度税制改正で、適切な健康管理のもとで医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として「一定の取組」を行う個人が、平成29年1月1日から本人や本人と生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品」購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合には、1万2千円を超える額(最大8万8千円)を所得控除できる医療費控除の特例が創設されました。

※従来の医療費控除との併用はできません。どちらの適用とするかは対象者自身で選択することとなります。

申告に必要なもの

1. セルフメディケーション税制の明細書(左ページの医療費控除の明細書とは異なります。)
2. 健康維持増進および疾病の予防の取組(一定の取組)を行ったことを明らかにする書類
※一定の取組・・・特定健康検査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診など
3. 平成29年中に購入したスイッチOTC医薬品のレシートや領収書など
※対象となる商品には、購入の際の領収書などに対象である旨が表示されています。

スイッチOTC薬とは

医師の処方が必要だった医療用医薬品から転用された薬局のカウンター越し(Over The Counter)に購入できる市販の医薬品